

総務省政務三役会議

平成 22 年 8 月 24 日
15:30 ~ 16:00
進行：内藤副大臣

1 大臣挨拶

2 協議事項

3 報告事項その他

- 総務部門会議（8/23）の結果について (小川大臣政務官) 資料 1
- 現役出向による退職金の減額について (階大臣政務官) 資料 2

民主党総務部門会議次第

1. 挨拶
2. 平成 23 年度総務省所管予算の概算要求について総務省より説明
3. 平成 23 年度総務省関連税制改正要望について総務省より説明
4. 平成 23 年度総務省所管予算についてヒアリング
 - ① 全国知事会 総務常任委員長 石井 正弘 岡山県知事
 - ② 全国都道府県議会議長会 副会長 齊藤 新緑 福井県議会議長
 - ③ 全国市長会 会長 森 民夫 新潟県長岡市長
 - ④ 全国市議会議長会 会長 五本 幸正 富山県富山市議会議長
 - ⑤ 全国町村会 会長 藤原 忠彦 長野県川上村村長
 - ⑥ 全国町村議会議長会 会長 野村 弘 長野県上松町議会議長
 - ⑦ 指定都市市長会 矢田 立郎 兵庫県神戸市長
 - ⑧ 全国基地協議会 会長 朝長 則男 長崎県佐世保市長
 - ⑨ 全国市議会議長会基地協議会 相談役 岸浪 孝志 神奈川県相模原市議会議長
5. 概算要求、経済対策についての部門意見のとりまとめ
6. その他

次回の部門会議

8 月 30 日（月）16：00～ 衆議院第 2 議員会館 地下 2 階 民主党 A 会議室

- ① 平成 23 年度総務省所管予算の概算要求について総務省より説明
- ② 平成 23 年度総務省関連税制改正要望について総務省より説明
- ③ その他

以上

【前提条件】

- 法人役員 1 名分の退職金を、1 年当たり 1 1 7 万 3 千円と仮定。

（※・法人役員の俸給月額を、国家公務員の部長級と同等である782,000円（指定職2号俸相当）

・退職金計算式を「退職日俸給月額×0.125×業績勘案率×在職期間（月数）」

・業績勘案率を1.0

と仮定すると、1年分の退職金は、 $782,000 \times 0.125 \times 1.0 \times 12 = 1,173,000$ （円）と試算）

- 本年2月1日現在、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に、国から役員として現役出向している者は、1 6 5 名。

【試算】

- このような現役出向の実施により減額される法人全体としての退職金は、

$$1,173,000 \times 165 = 193,545,000 \text{（円／年）}$$

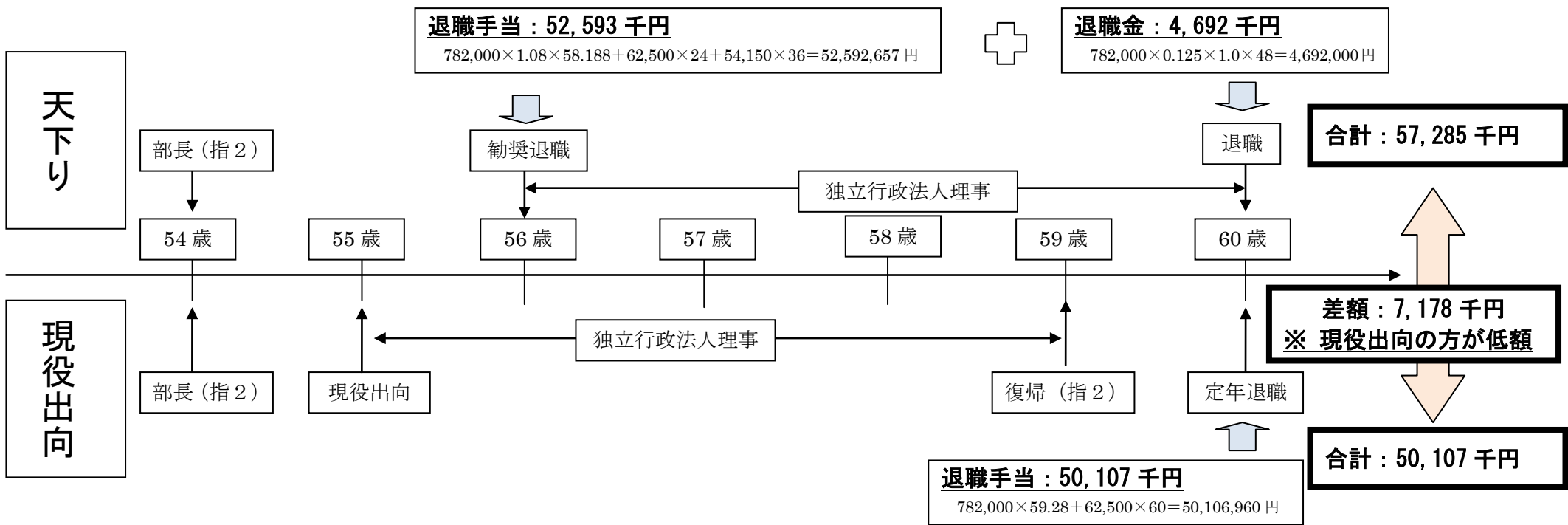
1年当たり、約 2 億円と試算される。

（参考）

1. 役員出向法人に役員として出向した経歴を有する者の在職期間は、当該者が出向をせず、引き続き国家公務員であったと仮定した場合の在職期間と変わらず、当該出向の有無による退職手当額の増大はない。
2. 法人への役員出向に係る退職手当通算制度は、自民党政権時代である平成15年の退職手当法改正で創設されたもの。なお、同改正法案には民主党も賛成。
3. 本年2月1日現在、独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の常勤役員における退職公務員の数は、138名。これらの者も現役出向に置き換えることとした場合、退職金は1年当たり約3億6千万円の減額となるものと試算される。（ $1,173,000 \times 303 = 355,419,000$ （円／年））

いわゆる「天下り」から現役出向への置き換えに伴う退職手当額の試算 (部長級、個人ベースでのモデル試算)

(いわゆる「天下り」の場合)
54歳で部長(指定職2号俸)となり、56歳で勸奨退職し、独立行政法人理事を4年務めて退職する場合の退職手当総額



(現役出向の場合)
54歳で部長(指定職2号俸)となり、55歳で独立行政法人理事に現役出向し、理事を4年務めて59歳で部長に復帰し、60歳で定年退職する場合の退職手当額

結果として、現役出向の方が天下りに比べて、約700万円退職金が高い

(注) 実際には、勸奨退職する年齢、理事在職期間、復職後の昇進等によって、退職手当額は変動する。